

一般社団法人新潟県電子機械工業会 入 会 案 内

1. 入会資格

本会の会員は、正会員および賛助会員とします。

- (1) 正会員は、新潟県内に本社または事業所を有する電子部品・材料、電子応用製品の製造（加工を含む）・販売、同業界の技術・情報サービス事業およびこれらの関連事業を営む本会の目的に賛同する個人または法人とします。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助しようとする個人または法人、団体とします。
- (3) 当会の目的（当会定款第3条）

本会は県内における電子機械工業に関する情報の収集・提供、人材の育成・確保、技術交流及び研究開発等に関する事業を行うことにより、本県工業の経営基盤の強化、技術の高度化、新しい市場の開拓及び雇用の創出等新潟県県内産業の振興と文化の発展に寄与することを目的とする。

2. 会費（年会費）

- (1) 会費は、毎事業年度4月末日および10月末日までに会費の半額をそれぞれ納入いただきます。
- (2) 年度途中入会の会費は、入会時の月を含む残月数の月割相当額を掛けた額となります。
- (3) 初回の会費納入は、入会月の末日まで納入いただきます。
- (4) 退会時においては既に納入した会費の返還並びにその他財産上の請求をすることはできません。

種 別		金 額
正 会 員	従業員数（パート含） 300人以上	300,000円
	々 200人～299人	240,000円
	々 100人～199人	180,000円
	々 60人～99人	120,000円
	々 30人～59人	90,000円
	々 29人以下	60,000円
賛助会員	—	一口 20,000円

- (注) 1. 従業員数は、新潟県内に所在する事業所の従業員数（事業所が2カ所以上ある場合はその合計数）とし、入会時及び毎年1月1日現在の人員とする。
2. 正会員のうち、定款第5条第1号に示す事業内容が主たる事業でない場合は、定款第5条1号の事業内容に従事する人員（ただし、管理部門については比例配分）をもって上記種別の従業員数とする。

3. 申込手続

- (1) 正会員および賛助会員として入会される場合は、「入会申込書」を事務局へ提出ください。
- (2) 提出された「入会申込書」は、事務局より会長に提出し、理事会の承認を得られなければなりません。理事会での入会可否は、会長より本人に通知いたします。
- (3) 入会手続等については、事務局までお問い合わせください。